

中期財政見通し

令和8年3月
福島県

1 はじめに

- 本県は、これまで、東日本大震災からの復興という長い戦いにおいて、国に対して本県の現状を丁寧に説明しながら、復興に必要な安定的な財源を確保するとともに、中長期の視点を持って健全な財政運営を行ってまいりました。
- こうした中、令和8年度が初年度となる第3期復興・創生期間においても、複合災害からの復興を着実に進めていくことに加え、急激に進む人口減少や度重なる自然災害、長引く物価高への対応など、本県は多くの困難な課題を抱えており、持続可能な財政運営の重要性が一段と増しているところです。
- こうした状況を踏まえ、今般、第3期復興・創生期間の終期である令和12年度までの中期財政見通しを試算し、引き続き中期的な見通しに立った、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。
- この見通しの下、毎年度の当初予算を編成していく考えです。

2 試算の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間を対象期間とします。

なお、令和8年度当初予算は、健全で持続可能な財政運営や予算の実効性に配慮しつつ、既に編成したところです。

3 試算の考え方

- 対象期間における、年度毎の歳入・歳出の見通しを立て、財源不足額を算出しています。
- なお、見通しについては、前提となる経済情勢や地方財政対策、消費税等税制を巡る議論など、国との関係で他動的な側面が多いこと、令和9年度以降の物価高の動向や、人事委員会勧告による人件費への影響は先行きが不透明であるため試算に反映していないことから、試算の数値も年度により変動を伴うものです。
- 復興・創生分、通常事業分の試算にあたっての考え方は、以下のとおりです。

<復興・創生分>

復興と地方創生を進めるための本県の所要額について試算しました。

<通常事業分>

各項目の試算の考え方については、次ページ【参考資料】のとおりです。

【参考資料】項目別試算の考え方

区 分		試 算 の 考 え 方
歳 出	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の退職者数等について、定年延長による影響も踏まえ、現時点の見込みを反映。 教職調整額の段階的な引き上げの影響を反映。 人事委員会勧告に基づく給与改定は見込んでいない。
	扶助費 (間接扶助を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 扶助費の事業ごとの令和9年度以降見通しに基づく対前年比伸び率により試算。
	公債費	<ul style="list-style-type: none"> 既発行分の元利償還金に、今後の県債発行予定分を加えて試算。
	投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度当初予算額と同額を基本として、大規模事業の動向等を反映。
	その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> 税収見合い交付金は県税収入見込み額に連動し、その他は令和8年度当初予算額を基に所要見込みを踏まえ試算。
歳 入	県税	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度以降は一定の税目を除き「中長期の経済財政に関する試算(R8.1.22内閣府)」の過去投影ケースにおける名目GDP成長率(R9 +1.6%、R10~12 +1.2%)に基づき試算。
	地方交付税 (地方特例交付金を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、国は、地方の一般財源総額を令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされていることから、同水準が確保されると仮定した上で試算。 県税収入等の歳入や公債費等の歳出の増減を、地方交付税の試算に反映。 臨時財政対策債の発行は見込まない。 当分の間税率(軽油引取税等)、自動車税環境性能割廃止に伴う減収補填のための地方特例交付金については、令和9年度以降も継続するものとして試算。
	国庫支出金	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度当初予算の財源充当状況を基に、令和9年度以降の歳出見込額に連動して試算。
	県債	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度当初予算の財源充当状況を基に、令和9年度以降の歳出見込額に連動して試算。

4 試算の結果

(1) 歳入・歳出見通し

(単位：億円)

		令和8年度 (当初予算)	令和9年度 (見込み)	令和10年度 (見込み)	令和11年度 (見込み)	令和12年度 (見込み)
歳	復興・創生事業分 A	1,970	2,500	2,490	2,140	2,020
	通常事業分 B	10,646	10,970	11,090	11,050	11,610
	義務的経費	4,810	4,780	5,060	5,110	5,220
	人件費	2,605	2,520	2,600	2,530	2,600
	扶助費(間接扶助を含む)	1,046	1,050	1,060	1,070	1,080
	公債費	1,160	1,210	1,400	1,510	1,540
	投資的経費	1,220	1,300	1,290	1,260	1,240
	その他の経費	4,615	4,890	4,740	4,680	5,150
出	歳出計(A+B) C	12,616	13,470	13,580	13,190	13,630
	(歳出抑制(I)後の予算規模(C+I))	12,606	13,460	13,570	13,180	13,620
歳	復興・創生事業分 D	1,970	2,500	2,490	2,140	2,020
	確保済み財源	1,970	1,290	1,160	1,060	1,050
	今後確保が必要となる財源	0	1,220	1,330	1,080	970
	通常事業分 E	10,095	10,420	10,510	10,440	10,970
	一般財源	6,200	6,290	6,400	6,480	6,530
	うち県税	2,418	2,450	2,480	2,510	2,540
	うち地方交付税(地方特例交付金を含む)	2,355	2,370	2,430	2,440	2,450
	特定財源	3,895	4,130	4,120	3,960	4,440
	うち国庫支出金	1,109	1,110	1,130	1,100	1,100
	うち県債	1,478	1,770	1,690	1,620	2,070
入	歳入計(D+E) F	12,065	12,920	13,000	12,580	12,990
	収支差(F-C) G	△ 551	△ 550	△ 580	△ 610	△ 640

(2) 収支差への対応

(単位：億円)

		令和8年度 (当初予算)	令和9年度 (見込み)	令和10年度 (見込み)	令和11年度 (見込み)	令和12年度 (見込み)
	歳入確保 H	236	240	260	280	290
	歳出抑制 I	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10
	収支差への対応(H-I) J	246	250	270	290	300

(3) 財源不足額

(単位：億円)

		令和8年度 (当初予算)	令和9年度 (見込み)	令和10年度 (見込み)	令和11年度 (見込み)	令和12年度 (見込み)
	財源不足額(G+J) K	△ 305	△ 300	△ 310	△ 320	△ 340

(参考) 県債残高の見通し(一般会計と公債管理特別会計の合計額)

(単位：億円)

		令和8年度 (当初予算)	令和9年度 (見込み)	令和10年度 (見込み)	令和11年度 (見込み)	令和12年度 (見込み)
	県債残高の状況(年度末見込み)	17,322	17,895	18,146	18,283	18,865
	(うち、防災・減災事業への活用分)	3,645	3,939	4,214	4,443	4,639

※ 表示単位未満四捨五入により、計が一致しない場合がある。

5 今後の取組について

◆ 復興・創生事業分

【復興・創生を進めるための財源確保】

- ・ 第3期復興・創生期間において今後確保が必要となる財源は、各年度において最大で1,330億円程度が見込まれておりますが、あらゆる機会を捉えて復興・創生に必要な財源を確実に措置するよう、国に働き掛けるなど、毎年度しっかりと予算を確保し、具体の施策に結び付けていきます。
- ・ 復興の進捗により生じる新たな課題等へも柔軟に対応できるよう、国に対し本県の現状を丁寧に説明しながら、着実に復興へ向けた取組が進められるよう、引き続き財源確保に努めていきます。

【総合計画におけるプロジェクトの推進】

- ・ 総合計画では、特に重要な行政課題を戦略的かつ着実に推進するため、8つの「重点プロジェクト」として展開し、重点的に取組を進めていくこととしています。
- ・ 今回の中期財政見通しの策定期間において、この8つのプロジェクトを推進する取組に重点的に予算を配分するため、適切に財政需要を見通しながら、必要な財源を確保し、総合計画に掲げる将来の姿の実現に向けて取り組んでいきます。

◆ 通常事業分

【歳入の確保と歳出の見直し】

- ・ 今回の試算は、令和8年度一般会計当初予算を前提に、一定の仮定のもとで算出したものですが、令和9年度から令和12年度の策定期間の各年度において最大で340億円程度の財源不足が生じるものと見込まれます。
- ・ 見込まれる財源不足に対しては、各種県債・基金の有効活用に加え、業務執行方法の改善等による内部管理経費の節減や、根拠に基づく政策立案の考え方による事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底など、事務事業の見直しにより歳出の精査に努め、財政健全性を確保していきます。

【急激な物価高への対応】

- ・ これまでも物価高などの影響を受けている生活者や事業者の方々を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用しながら、本県独自の取組などにより影響緩和に努めてきました。
- ・ 今後も、イラン情勢を受けた原油価格の上昇など、急激な物価高も懸念されることから、引き続き国の動向を注視しつつ影響の把握に努め、県民生活や地域経済への影響を最小限に抑えるために適切に対応していきます。

【防災力の強化】

- ・ 令和元年東日本台風や、本県沖地震など、度重なる自然災害の教訓を踏まえ、県民が安心して住み、暮らすため、国の「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和8年度から令和12年度）を活用し、自然災害の頻発・激甚化に備えた防災対策をしっかりと講じていきます。

【公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策】

- ・ 高度経済成長期以降に急速に整備してきた公共施設等の老朽化進行に伴い、その維持補修等に係る財政需要の増加が見込まれます。
- ・ 本県においては、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月に作成した各部局が所管する施設の個別施設計画を令和8年3月に改訂することから、この計画のもとで、今後施設の維持補修等を進めていきます。
- ・ なお、税金など歳入の大幅な増加は見込めない中、維持管理を効率的に行っていくためには、施設の長寿命化を計画的に推進し、中長期的な財政負担の軽減・平準化を図っていく必要があります。

【県債の適切な活用と管理】

- ・ 近年、令和元年東日本台風や本県沖地震からの復旧やその教訓を踏まえた防災力強化など、緊急に取り組むべき事業について、国が新たに創設した、元利償還への地方交付税措置がある有利な県債を活用してきました。
- ・ 一方で、これらの県債にかかる元利償還により、公債費の増額が見込まれることから、財政の健全性を維持するため、借換債や新発債の発行に当たっては慎重に検討するなど、県債残高の適正な管理に努めていきます。